

北茨城市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との
地方創生に関する連携協定書

北茨城市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 産業振興・中小企業支援に関すること。
- (4) 観光振興に関すること。
- (5) 農林水産業の振興に関すること。
- (6) その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、第1項各号に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に漏洩又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年8月22日

北茨城市（甲）

所在地 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

名称 北茨城市

代表者 北茨城市長 豊田 隆

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（乙）

所在地 茨城県水戸市城南3丁目11-14

名称 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 茨城支店

代表者 支店長 河上 精二